

分科会 8 チーム医療への参画と薬剤師の役割

W-08-02 ～チーム医療で薬剤師に期待するもの～

ふじかわ けんじ
藤川 謙二

(社)日本医師会 常任理事

I. 平成 21 年 8 月に、厚生労働省「チーム医療の推進に関する検討会」が設置され、11 回にわたる検討の結果、平成 22 年 3 月 19 日に報告書がとりまとめられた。報告書では、特定看護師（仮称）の創設が目玉されているが、本来的には、患者に安全で的確なより良い医療を提供するためのチーム医療のあり方こそが、今改めて問われていると言える。

報告書を踏まえて、平成 22 年 4 月 30 日付で、厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働、連携によるチーム医療の推進について」が出された。この中では、薬物療法が高度化しているため、医療の質の向上及び医療安全の確保の観点から、チーム医療において薬剤師が主体的に薬物療法に参加することが非常に有益であるとされ、薬剤師を積極的に活用することが可能な業務として、以下の 9 項目が示された。

1. 薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコールに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。
2. 薬剤選択、投与量、投与方法、投与期間等について、医師に対し、積極的に処方提案すること。
3. 薬物療法を受けている患者（在宅の患者を含む。）に対し、薬学的管理（患者の副作用の状況の把握、服薬指導等）を行うこと。
4. 薬物の血中濃度や副作用のモニタリング等に基づき、副作用の発現状況や有効性の確認を行うとともに、医師に対し、必要に応じて薬剤の変更等を提案すること。
5. 薬物療法の経過等を確認した上で、医師に対し、前回の処方内容と同一の内容の処方提案すること。
6. 外来化学療法を受けている患者に対し、医師等と協働してインフォームドコンセントを実施するとともに、薬学的管理を行うこと。
7. 入院患者の持参薬の内容を確認した上で、医師に対し、服薬計画を提案するなど、当該患者に対する薬学的管理を行うこと。
8. 定期的に患者の副作用の発現状況の確認等を行うため、処方内容を分割して調剤すること。
9. 抗がん剤等の適切な無菌調整を行うこと。

また、薬剤師が、薬剤の専門家として各医療スタッフから相談に応じることができる体制を整えることが望まれるとされている。

II. チーム医療を推進していくにあたっては、医療機関内における医療チーム（感染制御チーム、緩和ケアチーム等）に薬剤師が積極的に参加することが必要であると思われる。薬剤師の専門性を活かすことが求められるが、その一例としては薬剤師による入院患者への面談を経ての持参薬の確認、持参薬に関する服薬書の作成等であろう。また、抗がん剤の調整・混合業務の実施も薬剤師が積極的に取り組む業務であろう。

また、地域医療連携におけるチーム医療として、薬局、薬剤師の役割が重要である。具体的には、医師と薬剤師、医師会と薬剤師会の連携である。高齢社会の進展、医師、看護職員の不足・偏在、在宅療養の推進など、わが国の医療・介護を取り巻く環境が大きく変化していることに対応していくためには、切れ目のない地域医療の連携が不可欠である。患者を中心として、地域の医師、有床診療所、薬剤師、調剤を実施する薬局、介護・福祉サービス等の多様な関係者をつなぐ連携を有機的に築き上げなければならない。地域連携クリティカルパスにおける薬局・薬剤師の果たす役割が重要となろう。

III. 厚生労働省「チーム医療の推進に関する検討会」報告書では公正・中立的な第三者機関においてチーム医療を推進する医療機関等を認定する仕組みの導入の検討が盛り込まれているが、チーム医療は、個々の患者さんに対してその提供する医療の質の向上を目指してなされるものであり、多様性があるものである。形式的要件による認定ではなく、ガイドラインを策定することなどにより、チーム医療の普及・推進・向上を図ることが必要である。

チーム医療を推進していくにあたって重要なのは、常日頃からの患者情報の共有、医療スタッフ間におけるコミュニケーションである。そのためには、医師、薬剤師等の医療スタッフの教育課程の中にコミュニケーション学、人間学等を組み込むことが求められる。

また、医師と薬剤師との連携・協働のより一層の充実がなされなければならない。そのためには薬剤師の疑義照会のあり方の検討や相互理解が必要と考える。